



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

代表者の報酬を監査役報酬に仮装と認定した原処分を取消し！

～会社法に規定する監査役業務のうち会計帳簿等の閲覧業務等には従事していたと判断～

家族経営の同族会社では、親族が監査役に就任するケースが多々見受けられます。監査役業務は定款において会計に関する監査に限定する旨定めることができますが、会計といっても、その内容は会社の事業内容等により様々です。本件判決は、代表者の配偶者である監査役に対する報酬が仮装経理に基づくものであるかどうか争点となった判決です。配偶者が監査役としての業務に従事していたかが判断のポイントです。(平成22年10月8日非公開判決・全部取消し・F0-2-392)。

請求人は、定款において監査役権限の範囲を、会計に関するものに限る旨定めており、監査役に代表者の配偶者Aが登記されています。請求人は、平成14年7月以降平成20年3月までの間、Aに対する本件監査役報酬を計上していましたが、その支給状況は、代表者が毎月代表者自身の報酬と合わせて現金で受領するもので、その中から一定額をAに渡していました。

原処分庁は、Aが監査役としての業務を行っていたという事実は確認されず、本件監査役報酬は代表者自身の生活費として費消されていることから、代表者に対する報酬をAに対する監査役報酬に仮装して経理することにより支給したものであるとして、法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分並びに源泉所得税の納税告知処分等を行いました。

【審判所の判断】

- 1 原処分庁は、本件監査役報酬は法人税法第34条第3項における「事実を隠ぺいし、又は仮装して経理」することにより「その役員に対して支給する給与」に当たると主張する。確かに、本件各事業年度において、会社法ないし定款によって、請求人の監査役業務は会計監査に限定されているところ、当該監査役業務は、会社法において、①監査報告の作成及び②取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案等を調査し、その結果を株主総会に報告することと定められており、当審判所の調査の結果によれば、Aがこれらの業務に従事していなかったことまでは認めることができる。
- 2 しかしながら、監査役は、請求人にとって定款に定められた必須の機関であり、Aは、請求人の監査役として適法に登記されていること、監査役は、使用人兼務役員とされない役員であること、会社法において監査役は③会計帳簿又はこれに関する資料に係る書面等の閲覧及び謄写をし、又は取締役等に対して会計に関する報告を求めることができる旨の定めもあり、これも当然に、監査役としての業務と評価されることを考慮すると、Aが請求人の業務に従事していない旨の代表者及びAの本件調査の際における申述の信用性を認めることができず、一方で、Aが請求人の業務に従事していたことをうかがわせる代表者及びAの答述（毎日自宅にファックスで送信されてくる売上報告書に記載された金額を確認していた旨の答述）の信用性が否定しえない本件においては、Aが監査役としての業務に従事していなかった事実を認めるに足りないから、これに反する原処分庁の主張を採用することはできない。
- 3 本件の全証拠によっても、本件監査役報酬を代表者自身が費消し、Aが代表者から受領したのは生活費にすぎないことを認めるに足りず、これに反する原処分庁の主張は採用することができない。
- 4 本件監査役報酬は、仮装して経理をすることにより代表者に対して支給した報酬ではないから、これを前提としてなされた本件更正処分等は、すべて違法であり、その全部を取り消すべきである。

…（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の判決例について詳細（全文・A4判13頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。